

## 第 8 回

国土交通省独立行政法人評価委員会

## 議 事 録

国土交通省政策統括官付政策評価官室

# 第8回国土交通省独立行政法人評価委員会 議事次第

日 時 平成18年3月9日(木) 15:30~17:00  
場 所 国土交通省総合政策局共用会議室(合同庁舎3号館3階)

## 1 開 会

## 2 政策統括官あいさつ

## 3 議 事

(1)「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の改正(議決事項)

年度評価の改善について

中期目標評価の基準策定について

(2)報告事項

行政改革を巡る動きについて

先行法人の次期中期目標等について

(3)その他

## 4 閉 会

尾本政策評価企画官 それでは定刻でございますので、まだいらっしゃっていない先生方もいらっしゃいますが、ただいまから第8回国土交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日は、御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただいております政策評価企画官の尾本と申します。本日の議事進行につきましては、後ほど委員長にお願いさせていただくまでの間、私が務めさせていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、国土交通省政策統括官の渡邊からあいさつ申し上げます。

渡邊政策統括官 委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。事務局を代表いたしまして御礼申し上げます。

独立行政法人の制度が発足してから5年が経過いたしました。そういう中で独立行政法人の状況を見ますと、それぞれの法人が業務の効率化を進めつつ、着実に成果を上げてきているというように思います。これは、従来の評価システムというのがなかった特殊法人あるいは政府の研究機関といったものが、業務運営の非効率性ということを度々指摘されていた、そういった状況から比べますと大きな変化が生じているわけでありまして、これもひとえに委員の皆様方の御指導の賜物であると深く感謝申し上げる次第でございます。

本年は、5年前に発足しました最初の独立行政法人が1期目を終了いたしまして、2期目に入ることでございます。そういうことで、2期目の中期目標・中期計画につきまして御審議をいただいておりますところでございますが、1期目と比べまして2期目というのは、一つ一つの目標、成果を上げるにも、より一層の工夫あるいは努力というのが必要になってくるというのは当然になりますけれども、それに加えて2期目におきましては、経費をより一層削減しなければいけないという大変大きな課題がございます。具体的な問題につきましては現在、財務省と協議中でございますけれども、人件費、それから、一般管理費だけではなくて業務経費といったものについても非常に厳しい前提を置かざるを得ないという状況になっているわけでございます。現在、政府自体としては大変大きな債務を抱えている、雪だるま式に債務が膨らんでいるわけでありまして、既に1,000兆円の債務を抱えている状況でございます。そういった中では、行政の財政赤字を削減するというのは喫緊の大変重要な課題であります。そういった中で、独立行政法人に対します運営費交付金というものも減額というのが現実の課題となっている状況でございます。

しかしながら、その一方で、独立行政法人につきましては与えられた役割・使命というものがございます。これをそういった厳しい状況の中でしっかり果たしていかなければい

けないということでもありますから、今後より一層業務の効率化、それから、実効性のある業務の推進の仕方といったものを工夫していく必要があるのではないかと思います。そのためにも、ますます独立行政法人評価委員会の先生方の御指導ということが大変重要になってくるのではないかとということで、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

本日は、大変限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方の忌憚のない御意見・御議論をお願ひいたしまして、私の冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

尾本政策評価企画官 本日御出席いただいております委員の方々の御紹介につきまして、誠に恐縮ではございますが、お手元に配付しております出席者名簿及び座席表をもって代えさせていただきますと思います。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。以後の進行は、木村委員長にお願ひしたいと思います。お願ひいたします。

木村委員長 木村でございます。よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、本日の議事の概要について、まず事務局から説明をお願ひします。資料1でございます。

尾本政策評価企画官 早速ですが、資料1に基づきまして、本日何を議論していただくかということを紹介させていただきます。議決事項が1つと報告事項が2つということでございます。

議決事項は何かと申しますと、評価のやり方を定めております基本方針というものを改定するということです。中身は2つありまして、1つは年度評価のやり方を多少改善するという、それからいま一つは、中期目標期間終了後の評価の方法を新たに定めるということでございます。今まで中期目標期間終了後の評価の方法は定めておりませんでした。この3月で第1期の中期目標期間を終了する法人が出てまいりますため、6月、7月に中期目標期間終了後の評価を行わなければならないということで、新たに評価方法を定めるというものがございます。

報告事項につきましては、最近の行政改革をめぐる動き、人件費の削減と、また例によってですが、見直しの前倒しということをお報告いたします。

3点目といたしまして、4月に第2期の中期目標期間に入ります9つの法人につきまして、その概要を簡単に説明するというを本日の議事の予定にしております。

できるだけ時間を短くいたしまして、今日の委員会は2時間取っていますが、できるだけ早く終わろうと思います。途中退席される委員の先生方もいらっしゃるということで、

多少説明は短くなりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

木村委員長 ありがとうございます。本日の議事の概要の説明をお願ひいたしました。

では、早速でございますが、議事に入らせていただきます。第1の議題、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針の改正についてであります。これは資料2から6まで、枝番がついておりますのでかなり多数の資料になっておりますが、これを使いまして尾本さんの方から御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

尾本政策評価企画官 それでは資料2から6に基づきまして、基本方針の改正内容について説明したいと思ひます。

まず、結論といひますか、最終的に今日はどういう結論に持っていきたいかということをお初めに紹介したいと思ひます。資料が飛んで恐縮なのですが、資料3-2をお開けいただきたいと思ひます。年度評価の評価シートでございます。この評価シートに基づきまして、毎年各分科会において各法人の評価をしていただいております。この多少の手直しということになります。

1点目は、1ページをめくっていただくと評価シートがあるのですが、真ん中に「評定結果」という欄があります。ここにいつも1点とか2点とか3点という点数をつけていただいているんですが、今までは0点から3点までの4段階でありました。これを1点から5点までの5段階にするということが、まず1点目でございます。

2点目につきましては、資料3-2の一番後ろのページをお開けください。各項目ごとに点数をつけていきまして、最後に一番後ろのシートに来て、ここで点数を集計します。点数を集計して、今まででしたら2点が中位数ということで真ん中で、それで点数を算出しておりました。100%を基準として点数がつきますが、大体110%、120%という数字が出ます。それに基づいて「極めて順調」とか「順調」とか「概ね順調」という評定を当てはめるということをしていきます。ここまでは同じでございます。

毎年ですと、この次に自主改善努力評価というのがあったのですが、これをやめてしまっただけということなんです。なぜかといひますと、この自主改善努力評価というのは中期目標等でとらえ切れていないような努力があれば、そこに記載するというものであったんですが、この欄があるためにとにかく埋めようというような取り組みが各法人でなされるものですから、だったら思い切ってなくしてしまってもいいんじゃないかと考えられます。もし、仮にそういう中期目標にとらえられていないような好事例、推奨事例があったら、その下の総合評価の欄に書けばいいというふうにしたらどうかというものでござい

す。

そこで、総合評価の欄であります、今まで何を記入するかというのがいま一つははっきりしませんでした。各法人において総合評価の記載の方法というのは、ばらばらでありました。悪い例ですと、委員のコメントを単に羅列するというようなところもありました。余りそういう事例はよろしくないなと思ひまして、ここをしっかりと書いた方がいいのではないかと事務局としては考えていたものでございます。ということで、その欄を分けまして、おのおの何を書くかということはある程度ははっきりさせたというものです。すなわち、各法人の業務の概要、実績が1年間どうであったかとまず大づかみに書いて、その中で課題、改善点等があればしっかりと書いて頂き、一方で、推奨事例等があればまた書くということにしたらどうかと思ひます。

こういう考えに立ったのは、分科会の議論を見ていきますと、どうも一番上で算出する点数にとらわれ過ぎている傾向があるように思われました。点数というものは点数自体に絶対的な意味があるわけではなくて、点数を見ても何も実は引き出すことはできない。やはり実際の業務内容を改善していくには、ここの総合評価をしっかりと書くということが大切だろうと思ひ、そのようにしたらどうかという一つの提案でございます。

続きまして、中期目標期間終了後の評価をどうするかということなんですが、資料4 - 2をお開けいただきたいと思ひます。資料4 - 2というのは、中期目標期間終了後の評価シートでございます。そもそも独法制度というのは中期目標というものが基礎になっています。ですから、中期目標期間終了後の評価というのは、かなり重要視されている評価であります。ただ、実際のところ年度評価はもう少し簡素でよかったかもしれませんが、年度評価についても毎年毎年かなり気合を入れてやっているということがあります。ですから、中期目標期間終了後の評価というものも年度評価とほぼ同じスタイルになるのかなと思ひます。もう既にその評価方法を定めているほかの省の例を見ても、大体同じということでございます。

ただ、1点違うところがございます。一番最後のページをお開けください。各項目で5段階の評価をするというのは年度評価と同じではあるんですけども、年度評価と変えているところは点数を算出しないでどうかということでございます。その代わり、5段階の分布は示して、どんな状況にあるかは一目見てわかるようにしようと。それから、その総合評価の欄は記述式でしっかりと書くというのは年度評価と一緒にございます。

特徴的なのは一番下の欄でございますけれども「総合評定」というところを設けております。ここで5段階の評定を行うと。年度評価については点数から機械的に「極めて順調」

とか「順調」とか「概ね順調」ということをしたんですが、中期目標期間終了後の評価では機械的にしないで、各項目の5段階の分布の状況、それから総合評価の記述式による評価の状況を見て、総合的に評価を行うこととしてはどうかということでございます。

以上が、本日御議決いただきたいことの概略でございます。多少ちょっと経緯も含めまして詳しく説明したいと思います。資料が前後して恐縮ですが、資料2をお開けいただきたいと思います。

実は、昨年秋に分科会長懇談会というものを開催しまして、そこで年度評価及び中期目標期間終了後の評価の在り方について多少御議論いただきました。既に1回もんでいるところであるので、その紹介をしまして本日の提案を説明したいと思います。

1点目の集計点を算出する必要性についてということでございます。ここは、実は議論が非常に分かれたところであります。分科会長懇談会というのは2日間に分けてやったんですが、1日目は点数をそもそも出す必要はないのではないかなというような疑問も出されました。ただ、2日目の議論ではそうではなくて、やはり委員のおのおのの意見を集約していくプロセスでは、こういう数字の集約というものは非常に有効である、あった方がいいというような意見も出されたところでございます。

それでどうしようかと事務局も考えて、先ほど紹介しましたように、年度評価については今までどおり集計点を出すということを継続すると。一方で、中期目標期間終了後の評価については、集計点をささず最後にいろいろ勘案しまして、総合的な評価を5段階にするということで分けたらどうかという提案をしたものでございます。

いずれにせよ、ここで大切なことは余り数字自体にとらわれるべきではないということです。それから、数字というものはそれ自体に何か意味があるわけではないので、法人間の比較ができるものではないというようなことは、いずれにせよ注意すべき点であろうというところでございます。そういう議論がございました。

次のページをお願いいたします。ここは意見が大体一致したところでございますが、各項目の点数の評価のやり方、今までは0点から3点までの4段階ということだったんですが、これを1点から5点までの5段階にするということ、ここについては各分科会長の意見というものは大体一緒でありまして賛同すると、その方が採点しやすくなるだろうという意見をいただいているところでございます。

続きまして、自主改善努力項目を廃止するとともに総合評価欄を充実することについてということでございますが、ここについても各分科会長の御意見はほぼこれに賛同すると。特に、総合評価の欄で記述式のところをしっかりと書くというのは大切であろうというよう

な御意見をいただきました。

注意点としましては、課題ばかりを指摘するというのではなく、やはりモチベーションを高めるためには、推奨事例とといいますか好事例についてはしっかり書く、こういうのはいいというようなことをしていくことが大事だという御意見を承っているところでございます。

続きまして次のページなんですけど、基本方針の弾力的運用について、これは何かということなのですが、各項目の点数を4段階から5段階にすることにした場合に、直ちにそういかない分科会も出てくる可能性があるということです。すなわち、複数の省庁が共管している法人がございまして、具体的には水資源機構であり、ここは4省で共管になっております。国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省の4省で共同でありまして、評価のやり方も4省庁で相談して決めているということであり、国土交通省の都合だけで勝手に変えることはなかなかできないというような実情なので、そういう場合には弾力的に運用できるという条項を入れておいた方がいいだろうというような御意見を承りました。

その他のところなんですけど、細かい疑問点等もいろいろ出されたので紹介いたします。年度評価の集計点は、中期目標期間終了後にリセットするということなんですけど、これは今まで4年間やってきまして、だんだん点数というのは上がってまいります。大体100%からスタートして、110%、120%、130%と上がってくるんですけども、これは中期目標期間終了時には、例えば一番高くなった130という数字を引き継ぐということではなくて、やはりまた初めからスタートするというところでございます。

それから、分科会で時々耳にする御意見なんですけど、各項目ごとのウエートがかなり違うということがございます。それを単純平均していいのかというようなことがございます。項目がかなり分かれておるんですけども、ウエートが軽いようなところもあれば重いようなところもあるだろうということです。これを単純平均するのはどうかという御意見があるんですけど、そこをどうやって解決するかということについては、軽いところは統合する、重いところは分けるということで、ウエートが大体均一になるようにするのが一番やり方としてはいいだろうと。ただ、その際には、やはり評価コストとといいますか時間を節約するためには、統合するというのが一番いいんじゃないかということになりました。

3点目でございますが、中期目標期間の途中で中期計画を達成した項目がある場合、その項目の次年度以降の評価というのはどうしたらいいのかというような質問が出されました。一事例ですと、例えば一般管理費の削減目標については、特殊法人から移行した法人

については、4年半で13%という一般管理費削減目標が設けられているケースが多いです。それを例えば初年度で達成してしまうという場合もあります。事務所を移転したということで、かなり一般管理費が下がったというようなことがあります。そうした場合、それについては3点ということで高い評価が出るんですが、次年度以降その3点を維持するのか、それともまた立ち返ってまっさらで評定して2点とかつけてしまうこともあるのか、あるいは全く評価しなくて「-」にするとかいろいろ考え方もあるんですが、これは決めの問題なんですけれども、集計点が下がらないようにするには、基本として中期計画を達成したら、それを次年度以降に引き継いだ方がいいだろうという決めの考え方でございます。

ただ、その際には、やはり中身も多少は見るということが前提であります。一般管理費でありましたら、一般管理費が増えていないとか中身も確認した上で、そのまま引き継ぐのがよろしいだろうということでございます。

それから、分科会ごとに意見の集約のやり方が違うということも言われます。次のページに別添としてついているのは、各分科会ごとの評価のやり方です。いろいろバリエーションはあるんですが、おおむね分科会長試案というものをたたき台にして議論していく方法と、各委員に全部点数を出してもらってそれを平均して、それをたたき台にして審議する方法と2つあるんですけれども、これは今更統一するということもなかなかできないものですから、今後とも分科会長には大変恐縮なんですけれども、リーダーシップでもっておまとめいただくしかないのかなというようなところでございます。

こういうことで分科会長懇談会をいたしまして、それを基に本日の改正内容というものを提案しているところでございます。

資料3-1というのは、年度評価改正案のポイントということでございます。繰り返しになりますので多少はしよりますが、項目別評価については4段階から5段階に変更するということです。

そこで、1点、2点、3点、4点、5点のつけ方なんですけれども、5点というものは本当にめったなことがない限りつかないということで、考え方のガイドラインにしていただけだと思います。それから、4点につきましても、簡単にはつけない方がよろしいのではないかと事務局としては考えております。やはり独法を見る世間の目というものはなかなか厳しいものがございます。それから、真の意味で独法の業績というものを伸ばしていくためには、多少厳し目にした方がよろしいのではないかと事務局としては考えているということでございます。分科会長懇談会ではしっかり抑制的というか、厳しく見ているということは御指摘いただいているところであるのですが、全体を見て見ますとそのよう

に感じるところでございます。

次のページは、総合評価の書き方ですが、これは繰り返しになるので説明は省略させていただきます。

続いて、資料3 - 2は先ほど説明したとおりでございます。

資料4 - 1は、中期目標期間終了後の評価のポイントでございます。これもしかりでございます。年度評価と同じでございます。各項目ごとの評価は5段階なんです。SSというのはほとんどつかないということをお願いできればと思っているところでございます。ただ、つける場合には、つけた理由というのをしっかり書いていただけたらと思います。最後に、各項目ごとの分布を示して、大体こんな感じになるのかというのが一目でわかるようにすると。

次のページに行きまして、総合評価というのはしっかり書くということは同じでございます。

最後に、こういうものを総合的に判断して、5段階の総合評価というものを行うということになります。

最後のところなのですが、実は年度評価というのは各分科会で判断するということになっております。分科会でつくって、最後に委員長の同意を得て確定ということになるんですが、中期目標期間終了後の評価ということは、やはり独法制度で一番大切な評価だろうということで、分科会で決定するということになっておらず、総会で決定することになっているところでございますので、最後の大づかみな5段階評価というものにつきましては、ある程度総会でも御議論いただければと思っております。

具体的なスケジュールでありますけれども、6月、7月に例年のとおり年度の評価をすると同時に、中期目標期間終了後の評価もしていただいて、大体8月ごろになるかと思いますが、また総会を開催させていただきまして、そこで中期目標期間終了後の評価をやりたいと思っております。

なお、最終年度、5年目について中期目標期間終了後の評価と併せて年度評価もしなければいけないのかということなんです。法律的なことを申しますと、独法通則法で最終年度になっても年度評価を行うということになっておりますので、2つ行わなくてはいけないのかなというところでございます。ただ、中期目標期間終了後の評価を行いますので、年度評価は簡素に行えば十分ではないかと考えているところでございます。

続きまして、資料5です。弾力的運用ということで、水資源機構のように私ども国交省だけでは評価方法を定められないところについては、弾力的運用ができるようにしましょ

うということでございます。

具体的には、資料6-1というものが基本方針の新旧対照表になっておりますが、その1ページ目の中ほどのただし書きから、法人の特殊事情により、この基本方針によりがたい場合には別に定めることができるという規定を今回追加するということでございます。

以上、大変はしょりましたが、基本方針の改正内容の紹介でございます。

木村委員長 ありがとうございます。

分科会長懇談会に御出席いただいております分科会長の先生方は多分、御理解をいただいていると思いますが、そうでない委員の方もいらっしゃると思いますので、もし御質問等ございましたらお願いしたいと思います。御意見も同時に承りますので、よろしく願いいたします。いかがでございますでしょうか。

ちょっとやり方を変えておりますので、1サイクル目の評価は今回初めて話題に上がりましたが、年度評価も若干変わっておりますので、わかりにくくなっているかと思いますが。

後委員 では、質問させてください。1点から5点までということなんですけれども、基本計画としてなるべく「数値」目標を挙げなさいということで挙げて、それが年度ごとに達成できたら3点以上でしたか、達成できない場合は2点とか1点とか0点という、できたのか、できないのかという点で以前は仕切りがあったと思うんですが、今回は、印象点という感じがするのですが。余り野放図な印象を持たれない程度に3点ぐらいにしておこうといった考えで、「印象」で判断するという感じがするんですけれども、それについて、「概ね」とか「着実」とか「優れた」といった評価の表現が具体的にどのような状態を示しているのか教えてください。

尾本政策評価企画官 その辺のところは別に変えるつもりはございません。基本的に例えば数値目標が定まっている場合というのが一番わかりやすいんですけれども、数値目標に対して達成していれば3点以上、達成していない場合は2点、1点ということになるというのは従前と同じでございます。

一番難しいのは、いろいろなことがあったときに、では3点にするのか、4点にするのか、基準は何だということをよく言われるんですけれども、結局ここは判断になってしまうと思います。何かきちんとした説明ができれば、機械的に数学的にこうだというものがあればいいんですけれども、なかなかそういうものはございません。結局は、最後は判断になると思います。

ただ、いずれにせよ、例えば数値目標が定まっていた場合、ちょっとこれは質問に対す

る回答を超えてしまうんですけれども、基本は3点であり、通常うまくいってれば3点だという考えでいただければと思います。ですから、4点とか5点のいい点数をつける場合には、やはりいいところは何かということがしっかり説明できる場合につけていただけたらいいのではないかと考えております。

以上です。

後委員 では、その点についてわかるように触れたところがありますか。要するに、3点が基準をちゃんと達成したことなのだという。

尾本政策評価企画官 資料3 - 1の1枚目、5点から1点までの書き方なんですけど、5点というのは特筆すべき優れた実施状況、それから、4点というのは優れた実施状況、3点というのは着実な実施状況、2点というのは概ね着実なということでございます。ここもいろいろ私ども事務局で、どう書けばいいのかということ考えたんですけれども、書けば書くほどわかりやすくなるというものでもないものですから、このような書き方にしているということでございます。

木村委員長 これは、なかなか説明が難しいと思います。

渡邊政策統括官 少々補足を致します。恐縮ですが、資料6 - 1の6ページ目をごらんいただきたいのですが、これは新旧対照表になっております。従来が右側でありまして、新しく改定しようというのが左側であります。従来も数字がぴったりいってたら幾らというような形でやっているのではなくて、やはりここは総合評価をしているわけでありまして、問題となりますのは、2点のところ「中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる」ということであります。これが要するに大体目標に沿って進んでいるということではありますが、それよりもいいという事例は結構あるわけです。それが3点の「特に優れた実施状況にあると認められる」というところです。ところが、3点の「特に」という部分が「着実」よりも少しいいものから、相当いいものからいろいろ入っている可能性があり、そこまでを全部1つの3点というくり方にすると、ちょっと荒っぽいのではないかなという御意見がありました。それに対しまして左側のように、これを4点と5点に分けたというものです。ですから、着実な実施ではなくて、それよりも進んでいるものについては4点、ただし、先ほど尾本から説明がありましたように、特に特筆すべきようなものについては5点を入れるということで評価を広げたということでありまして、そういう意味でいきますと、より評価の観点が明確になったのではないかなというのが提案の趣旨でございます。

木村委員長 これは議論し出すと切りがないんです。私も大学評価をやっていますから

よく分かりますが、「概ね」とか「着実な」ということで3時間も4時間も議論したことがあります。これは独立行政法人の設計そのもののときに始めに出てきた表現なんですね。ですから、そういう意味で、ある程度そういうもともとの表現に拘束されているというところはあと思います。

ほかに何かございますか。

杉山（武）委員 確認のためだけの質問なのですが、私も自分で議論していて記憶が余り定かではないんですが、資料4 - 1の2ページ目で最後の5という項目があって、総合評価の仕方についてのガイドラインとなるわけですが、その最後の「社会的な評価を念頭に置く」というのはどういう意味だったか、ちょっとよく覚えていないものですから、確認をさせていただければと思います。

尾本政策評価企画官 特別の意味を持ってここに書いているわけではないんですが、私どもとしては独法もしっかりやっているという自負は持っているんですけども、独法を見る目というのはかなり厳しいところがあるということだけでございます。それ以上のものではございませんので、余りお気になさらずにというところでございます。

木村委員長 要するに、世間から指弾されないようにということですね。この表現はない方がいいんじゃないですかね。私は気がつかなかったんだけど、とった方がいいと思います。

尾本政策評価企画官 これは、この説明の中だけの話でございます。

木村委員長 ほかにございますか。

加藤臨時委員 これは、それほどきちんと答えていただかなくて結構ですけども、基本方針のところ、それぞれの法人特殊事情によって独自の評価をしてほしいと大きく変わる。水資源の例を出されたんですが、それぞれ計画段階で違うから、それは当然変えていいでしょうということなんですけれども、例えば固定費の部分、なかんずく人件費のところ、ほとんど交付金に依存していない法人もあるわけですね。評価項目の中では運営費等で縛りが掛かっている。そういうものについては例えば、世の中変わっていきますから新しい事業をすることによってランニングコストを生み出していくことも必要になってくる。独立行政法人の中には、固定費の大半を、特に人件費であります、交付金に依存しているところと、そうでない独立行政法人があると思うんですが、その辺も特殊事情としてそれぞれの評価委員会で判断していいのか。これは委員長とよく詰めてという、余り拡大するとばらばらになるということで大変な問題になると思うんですが、これは今後の運用を見て考えてよろしい、各委員会でそういう議論をしながら、つまり、評点のところ

まともに響いてしまうわけですね。例えば拡大したい、ところが一方は、トータルで人件費もトータルコストも削減しなさいと言ってきている。そうすると、ますます自らの首を絞めてしまうことになる。そのためにいろいろなニーズに応じた事業をしようときに、どういうふうにこれから対応するかという問題ですが、答えられる範囲で結構でございますので。

尾本政策評価企画官 今回の先生の御意見だと、例えば、海上災害防止センターの運営交付金がゼロだというような特殊な法人であるというようなところだと思います。すみません、説明が余り上手でなかったんですが、基本方針の法人ごとの弾力的運用というのは、評価方法、例えば5段階であるか4段階であるかとか、こういうものは独自に定めることができるというところでございます。海上災害防止センターの特殊性から、直ちにどういったものが一番評価方法としてすぐれているのかというのは、にわかにはすぐにはわかりませんが、大体この新しい方法でもできるのではないかと思います、もし仮にそういったことがあれば分科会で御議論いただければと思います。

以上でございます。

櫻井委員 同じところなんですけれども、まず、独法の評価そのものというのは将来的に本当に成功するのだろうか、やや流動的なところもあると思っていて、そこは御経験を積んで少しずつ柔軟に変えていくということしか多分ないだろうとは思っております。そういう意味で、この評価についての基本方針を順次変えていくということは、そのこと自体は悪いことではないと思うんですが、今お話がありましたように水資源機構の件なんですけれども、これは改正案ですと、法人の特殊事情によって基本方針によりがたい場合には別に基準を定めることができるということなんだけれども、ちょっときついなという感じがしております、4省かかわっているということでありましたが、そうはいつでも水資源機構そのものは国交省で事務局をおやりになっていて、別に別立てで分科会があるわけではありませぬので、そういう点では微妙な問題もあるかもしれないけれども、余り別立てにすると、ややきついのではないかという感じが一般論としてはするということと、それから、具体的に各省の特殊性を反映するとしても、どういう形の基準が想定されているのか、具体的にどこが違うのかということをお教えいただきたいと思っております。

尾本政策評価企画官 これは、やり方にも関係するんですけれども、水資源機構の場合は4省庁の委員の方々に全部出ただいて、国交省の委員、農水省の委員、一堂に出ただいて全部で議論するということです。おのおのが勝手に評価して、それをどこかで集約するというわけではなくて、すべて各省の評価委員会の委員に出ただいていて

いうことでありますので、要所要所、共通の評価方法を定めなくてはいけないということでもあります。ですから、私どもが今回4段階を5段階にするからとって、例えば農水省、経産省、厚労省も全部国交省に付き合えということもなかなか言いづらいものですから、そこはやはり相談しながらでないといけないということがありますので、もし、このままでいいんじゃないかという意見が出た場合には、その4段階評価でも継続しよう、できるようにしようというのがこの趣旨でございます。

櫻井委員 具体的な弊害がないのにやっぺらっしやるわけですか。

尾本政策評価企画官 具体的な弊害と申しますか……。

木村委員長 実際に水資源機構を担当しておられる松尾先生、お願いします。

松尾委員 私が分科会長をやっている水資源が挙がっておりますので、これはこの前の分科会長の会議で随分意見を申し上げたんです。実態を報告しますと、国交省から6人出ております。4つの省が合同で分科会を開いております。国交省から6名の委員が出ています。それから、経産、農水、厚労から各3名、トータルで15名の委員が出てやっているわけです。そのように合同でやっているんですが、建前は各省庁の分科会がそれぞれ行われているということ。たまたま同じ問題を扱っておりますので、それを合同でやるという形でやっているわけです。今、ここは国交省の関係の委員会をやっていますが、同じように各省庁がおやりになっている。そうすると、そこには経産なら経産のそれなりの考え方で幾つかの分科会を統一的にやる考え方がある。それを背負って合同会議に来られるわけですね。それぞれが独自の評価委員会をそこでやっているわけです。そしてなおかつ、同じ問題についての評価を出していかなければならない。ちょっと話が長くなって恐縮ですが、こういう場合には2点と考えましょうとかと、当たり前のことを当たり前にやっている場合には何点と考えましょうというようなすり合わせを随分時間を掛けてやっております。ですので、私は1から5にするということには不賛成ではありません。しかしながら、何年間か0から4で非常に苦心してやってきているところがあるわけです。ですから、そういうところでは、にわかに4つの省庁の合意を得られないときには弾力性を持たせていただきたいと。これまでのやり方を踏襲するかもしれないということをお願いしたという趣旨であります。

もう一つだけ申し上げておくと、私が1から5でよいのではないかと思ったのは、0という解釈が非常に難しかったんです。つまり、何かの項目の評価で0点が例えば0点に相当するのか、60点が合格点で、それ以下が評価点0に相当するのかとか、そういう議論をいろいろ踏まえた結果のことです。

ちょっと長くなって失礼しました。

木村委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。余り櫻井さんがおっしゃったほどの深刻な意味はないんですね。調整のための調整しろを残したとお考えいただければと思います。よろしゅうございますか。いろいろ御意見があろうかと思えますけれども、先ほど御説明がありましたように、やはりこういうものは一遍決めたらそれでおしまいということではなくて、いろいろやってみて変えていくということが必要だと思います。私、経産省の委員長もやっているのですが、経産省も3段階から初めて今は5段階になっています。やはり評価委員からすると、5段階というのが一番やりやすいようで、ほかの省庁を2～3見てみましたが、みんな同じような動きをしていますね。

それでは、御意見をいろいろ伺いましたが、この件については以上ということにさせていただいて、ひとまずやってみましょう。それで、また考えていくということにさせていただければと思います。ありがとうございます。

第2番目の報告事項、行政改革をめぐる動きについてということで、政府を中心にいろいろ動きがありますので、事務局から御説明をお願いいたします。資料7であります。

尾本政策評価企画官 それでは、資料7に基づきまして、昨年末からの行政改革をめぐる動きについて御説明申し上げます。

昨年末に、いわゆる行革の重要事項の目録とでも言うべき行政改革の基本方針というのが閣議決定されました。独法関係でもいろいろありましたので、その紹介をさせていただきます。

1つ目は、またかということなんです、見直しの前倒しということでございます。一番後ろのページをお開けいただきたいと思えます。これは行革本部事務局作成ペーパーであり、未定稿でまだ確定されたペーパーではないんですが、わかりやすいのでここに付けさせていただきました。平成18年度、平成19年度、平成20年度のいわゆる見直しのスケジュールでございます。特殊法人から移行した法人は、大体平成19年度に見直しが行われるというスケジュールになっております。ただ、やはり平成19年度に集中するので、一部は平成18年度に前倒ししてほしいという話が、また例によって総務省からあるというのが1つ目でございます。

それから、その中に政策金融機関の見直しというものが絡んでまいりました。政策金融機関の見直し、いわゆる日本政策投資銀行でありますとか、国民生活金融公庫でございますとか、商工中金の見直しが決着したところであるんですけども、それ以外にも既存の独法で政策金融類似業務を行っているところがあるということで、これについては、間髪

を置かず平成 18 年度に見直してほしいという話がありました。したがって、平成 19 年度、平成 20 年度に見直しを行うべき法人の中に、平成 18 年度に前倒しをするべきものが出てくるということです。特に、政策金融関係を行っている法人については、平成 20 年度であっても平成 18 年度に前倒しすべしということになっております。

国土交通省関係でございますが、政策金融類似業務を行っているのは下線を引いた 3 法人でございます。自動車事故対策機構、それから、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、奄美群島振興開発基金、この 3 つが該当するだろうということです。ただ、この 3 つを確実に平成 18 年度に前倒しするとまだ決まったわけではありません。今そういった作業中でございまして、まだ決着したわけではございませんが、この 3 つが政策金融類似業務を行っているということでございます。

自動車事故対策機構は、もともと平成 18 年度に見直すべき法人であるので、前倒しということではないんですが、何を行っているかということと交通遺児に対する育成資金の貸付、いわゆる奨学金の貸付というものを行っているということでございます。

それから、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資業務なんですが、内航総連に対する融資というものを行っています。ちょっと細かい話になってしまうんですけども、今まで内航海運は船腹調整事業というものを行っておりました。いわゆる船は増やさないということを長らくやってまいりました。そういうことをやってまいりますと、既存の船腹というものが財産権といいますか、例えば、それを担保にお金に変えとかそういうことができるということになっていまして、一気に船腹調整をやめるとなった場合に、その辺の扱いが非常に難しいということになりまして、船腹調整をやめるに当たっては、今持っている人たちに対しては交付金を渡すと。その財源は新たに入ってくる人から納付金としていただくというようなシステムをつくりました。ただ、そのところにはタイムラグがあるものですから、そのタイムラグを埋めるために、この機構が内航総連に対して貸付を行うということをやっておるところでございます。

奄美群島振興開発基金については、奄美の中小企業に対する融資及び債務保証を行っているということでございます。

こういったことについては前倒しが想定されるということが、まず第 1 点でございます。

それから、資料 7 の 1 ページに戻っていただきまして、人件費削減ということでございます。今の話題の 1 つに、公務員の純減目標というものがございます。5 年間で 5 % 以上純減するというものがございます。それに倣って独法も、5 年間で 5 % 以上の人件費を削減するというところがございます。それを中期目標にしっかり書き込みなさいということが

決まっておるところでございます。

これらの行政改革の事項全般を審議するために、新たに行政減量・効率化有識者会議というものを設置するというにされました。そのメンバー表につきましては、後ろから2枚目に有識者会議の名簿をつけております。これは以前から独法に関する有識者会議というものがございまして、それを改組したものでございます。

政策金融関係の前倒しについての基本的考え方というものは6月ごろまでに定めようということになっておるんですけども、それについての具体的な内容はまだ未定というところでございます。

以上でございます。

木村委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございませうか。よろしゅうございますか。金融業務をやっている独立行政法人については、前倒しで見直しを行うということで、先ほどの表で御紹介いただきましたように、我々の場合には3つあります。たまたま自動車事故対策機構は平成18年度に見直しですから同じことなのですが、あと2つについては前倒しで見直しをするということです。よろしゅうございますか。

それでは、報告として承ったということで、最後の議題に移らせていただきます。先行法人の次期中期目標等についてでございます。9法人の中期目標・中期計画の見直しの件であります。国土交通省は非常に委員長をこき使う省庁でございまして、この会議に先立って、私、2時間に渡って9法人から詳しく1人で説明を受けました。法律的には委員長が聞いておしまいというわけにはいきませんので、評価委員会で報告を聞くという義務があります。簡単に資料8について、御説明をお願いいたします。

尾本政策評価企画官 それでは、資料8に基づきまして御説明申し上げます。未定稿とか案とかいろいろついていますが、まだこれは決定していないというところでございます。法律改正に関するものでございますので、正式には4月1日付ですべてが確定すると。

木村委員長 財務省の協議も絡むんですね。

尾本政策評価企画官 はい、そうです。財務省の協議もございまして。財務省の協議も今、継続中ということでございます。財務省協議が終了して、法律が施行されたのを待って、形式的なことなんですけど4月1日付で確定するということになる予定でございます。ですから、案というもので御紹介したいと思っております。

各法人に共通することなんですけれども、最初に第2期の中期目標のポイントなんですけど、やはり一番重要なのは経費の削減ということでございます。まだこれも財務省と協議中ですので数字は決まっていないんですけど、大体こんなところではないかというところ

ころは、人件費につきましては、先ほど御説明申し上げましたように5年間で5%以上ということですが、人件費を除きます一般管理費につきましては、毎年3%削減、5年間では15%ぐらいということで、かなり大きな削減を求められています。仕事のための業務経費でございますが、これについては毎年1%程度の削減、5年間で5%ぐらいになるということですが、大体こんな感じで経費の削減というものが求められるだろうということでございます。

なおかつ統合法人につきましては、いわゆる統合のメリットを出せということで更なる深堀が求められるということになるということでございます。これについてはまだ決着はついていませんので、この中には数字としては記載されておりませんが、御紹介させていただきます。

以後、法人ごとにポイントをはしょって説明させていただきます。まず、1枚目の土木研究所でございます。今回、土木研究所と北海道開発土木研究所が統合されて非公務員化されるということになっております。

中期目標のポイントなんですけれども、これは引き続いてということなんですけれども、研究課題の重点化ということをお記ししております。ポイントといたしまして、これは後ろの法人とも共通なんですけれども、重点化すべき分野としては安全・安心、それから、暮らしに関すること、活力に関すること、環境に関すること、それから、北海道開発土木研究所が統合されたということで、積雪寒冷に適応した社会資本の整備あるいは北海道の農水産業の基盤整備ということをお重点課題としております。

あと、特徴的なところで申しますと、3つ目の「 」なんですけれども、水災害・リスクマネジメント国際センターによる貢献ということで、ユネスコと共同して開発途上国の人材育成ということについて、積極的に貢献するということをお掲げしているところがございます。

続きまして、建築研究所でございます。こちらにつきましても、研究課題の重点化ということをお挙げております。安全・安心ということ、それから、持続的発展が可能な社会と生活ということで、これはCO2問題を視野に入れたものでございます。それから、社会構造変化に対する建築・都市の再構築。それから、IT技術を活用して建築生産を合理化していくというような話を重点化としております。

あと、土木研究所と同じなんですけれども、途上国からの地震工学研修受入れと国際協力活動の積極的実施ということで、開発途上国に対する人材育成のための支援を行うということをお掲げしているところがございます。

続きまして、交通安全環境研究所でございます。こちらもお重点是同じでございます、

安全・環境ということを掲げております。特にここについては特化するということで、基準策定、いわゆる安全基準、環境基準の策定に資する研究も重点化するということで、そこまで特化するということを掲げております。なおかつ、それについては行政が参加する研究課題選定・評価会議というものを設けて、そこでもむということにしております。

それから、この研究所はほかと違いまして、審査部門というものを持っています。すなわち自動車の型式指定、いわゆる自動車は大量生産品ですので、それが技術基準に合っているかどうかというのを型式指定という形で審査することになってはいますが、それについては審査業務と研究部門の連携を強化して、より質を高めるということを掲げております。

審査の一貫なんですが、リコールに係る技術的検証の実施体制を整備ということがございます。これは、いわゆる三菱のトラックの問題がございまして、大きな社会問題になったんですが、やはりおかしいなという情報があったときには、この研究所で実車でもって検証していくということにいたしました。そのための実施体制を整備するということを掲げているところでございます。

あと、国際基準調和活動への技術的支援に組織的に対応ということなんですが、自動車について国際的に統一された基準というものはございません。日本、アメリカ、ヨーロッパそれぞれが技術基準を独自に定めているんですが、それではよろしくなろうということで、今、国連でもってその基準を統一化しようという動きがありますので、それについて交通研が積極的に参画していくということを掲げております。

続きまして、海上技術安全研究所でございます。ここは船舶を中心に研究開発を行っております。ここについても、やはり研究課題の重点化というものを挙げていまして、安全、環境、海洋開発、海上輸送の高度化を重点化するということをやっております。ただ、研究業務を重点化するだけではやはりよろしくなろうということで、基礎研究活動というものも一方で大切だということで、そこについては研究員を競争的環境に置いて、よりよい質の高い研究を行っていくということを掲げているところでございます。

続きまして、電子航法研究所、これはいわゆる航空管制に関します研究開発を行っております。今までは例えば、いわゆる航空管制に使う無線機器があるんですが、その精度を高めるという研究もしてきたんですが、今後はこの3つの点により研究を重点化するということでございます。日本の空は非常に混んでいる中で、もっとたくさん飛行機を飛ばしたいということもありますので、そのための研究開発を行うと。空域の有効利用、それから、航空路の容量の拡大。それから、羽田のような混雑空港でどのように離着陸回数を増やし

ていくかというような話。それから、衝突予防技術を向上させていくというような話、そういった研究に重点化していくということにいたしておるところでございます。

続きまして、港湾空港技術研究所でございます。こちらについても同様でございます、研究分野を重点化すると。地震・津波等からの対応をどうするか。安全・安心に関する課題。それから、閉鎖性海域の水質・底質の改善に関する研究という環境の問題。それから、ライフサイクルマネジメントに関する研究を重点化していくことを掲げているところでございます。

以上が、研究系の独立行政法人でございますが、いずれにしても重点化ということをしっかり掲げているということでございます。

あと、説明ははしょりましたが、どこの法人についても、やはり研究者評価、課題評価というものはしっかりやっ払いこうということを掲げているところでございます。

続きまして、教育系の3法人を紹介します。航海訓練所でございますが、現在、練習船5隻を持って船員の養成というものを行っております。以前は6隻だったんですが、1隻減らして5隻にいたしましたので、それに対応した要員を縮減化するということがポイントでございます。

一方で、一昨年なんです、帆船の「海王丸」が台風に見舞われまして座礁事故を起こしまして、多くのけが人を出しました。亡くなる方は出なかったんですが、これは本当に不幸中の幸いといえますか、テトラポットに座礁したゆえに何とか出さなくて済んだというような事故であったんですけども、やはりこういう事故は二度と起こさないようにするというので、安全管理システムというものをより一層充実強化するというのを中期目標に掲げているというところでございます。

続きまして、海技教育機構の概要です。ここは第1期と比べまして一番大きく変わったところでございます。海技教育機構というのは、海員学校と海技大学校を統合した法人でございます。ちょっとこれはわかりづらいのでございますけれども、海員学校と海技大学校はそれぞれ何が違うのかということなのですが、海技大学校というのは今、船員である人を再教育するという機関でございます。船舶職員というのは資格が1級から6級まで細かく分かれています。だんだんステップアップしてくる。4級から始まって3級、2級、1級となっていくということなので、そのステップアップする際に再教育を行うというのが海技大学校でございます。海員学校というのは、通常の学校の高校とか短大に相当するものでありまして、これから船員になろうとする若者を教育する学校でございます。これを統合して一貫教育システムをつくるということでございます。

その中身につきましても、かなり縮小しながらスリム化するということになっています。1つ目の「 」ですが、船員養成事業は入学定員を350名程度とすると、第1期は440名でございましたので、相当減らすということです。その中身なんですけれども、海員学校は高校相当の課程と短大相当の課程がございます。やはり今の時代ですと、短大相当の課程の方が優秀な生徒が集まるということでございます。今の時代ですと、中卒で自分の進路を決めるということはなかなか難しいと、高卒でやっと決まるというようなところがあるものですから、短大相当のところをしっかりとするというのが時代に合っているということで、高校相当の課程から短大相当の方に相当定員を移すということでございます。

それから、司ちゅう・事務科というものがございました。これは何をするかといいますと、船に乗っていわゆる食事をつくったり、庶務をしたりするという人が昔いたんですけども、今は余りいないということで、ほとんどニーズがないということで、これは廃止するというにいたしました。

それから、船員再教育事業も入学定員をスリム化する。いわゆるステップアップしていく過程についても280人から140名程度ということでスリム化するということでございます。その一方で、やはり質はしっかり確保するというので、国家試験合格率、就職率というものは数値目標を設けているというところがございます。

続きまして、最後、航空大学校でございます。これは、パイロットの養成を行っている学校ということでございまして、いわゆる短大相当、4年制の大学ですと教養課程を終わった学生以上に入学資格がある。2年間でパイロットを養成するという学校でございます。宮崎、仙台、帯広にそれぞれ施設がございます。入学定員は72名ということでございます。

ここの中期目標のポイントなんですけれども、いろいろございますが、業務運営の効率化の方をごらんください。その1つ目の「 」ですが、職員数の削減について、ほかのところは5%以上となっておりますが、こちらにつきましては10%程度削減ということで、ほかの法人よりも多くの職員を削減するということになっています。これは、パイロットの養成一人当たり、2年間で大体4,000万円以上掛かるということでございまして、余りに高いじゃないかということが言われておりましたので、もっと下げていくという努力をするためにも、いろいろなところのコストを切り詰めなければならず、人件費も削減していくというところがございます。

中身について、3つ目の「 」ですが、2年間の課程のうち6か月を学科教育に当てて、実技教育を18か月ということでやっていたんですけど、学科教育を4か月に短縮して、実

技を20か月にするというような中身の改正を行うということにいたしております。

以上、非常にはしょって恐縮でございますが、大体のポイントというものを紹介させていただきます。

木村委員長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。大変短い説明でありましたが、これは報告ということになっておりますので、はしょって説明をしていただきました。いかがでございましょうか。何かございますか。

御承知のとおりであります。すべてが非公務員化されたということでございます。よろしゅうございますか。もし、中期目標・中期計画がどうなっているかということで御興味がありましたら、事務局の方へおっしゃっていただければ、修正版を準備しておりますのでごらんになることができます。よろしく願いいたします。

それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

本日こちらで準備しました議題は以上でございますが、事務局からその他として何かございますか。

尾本政策評価企画官 私どもはございません。

木村委員長 それでは、以上で本日の議事を終わりたいと思います。

それでは、尾本さん、よろしく願いします。

尾本政策評価企画官 大変説明もはしょりまして恐縮ございました。本日は貴重な御意見をいろいろありがとうございます。まだいろいろあろうかと思えますけれども、本日いただいた御議論を有効に活用させていただきたいと思えます。

事務的な点を御紹介させていただきますが、本日の委員会の内容につきましては、議事の公開についての方針に基づきまして、議事要旨を作成の上、速やかに国土交通省のホームページにて公表させていただくことにいたします。その議事録につきましては、後日その内容を確認していただきたく、御発言のありました委員各位に送付させていただきますので、お忙しいところ恐縮でございますが、発言内容のチェック等をお願い申し上げたいと思えます。

それから、資料につきましては大部でございますので、こちらから郵送させていただきますので、席上に置いておいていただければと思います。

事務的な説明は以上でございます。

木村委員長 本日はどうもありがとうございました。また、よろしく願いいたします。